

東北歴史博物館広告等掲載事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県教育委員会広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)及び宮城県教育委員会広告掲載等基準に基づき、東北歴史博物館(以下「博物館」という。)の広告等掲載事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告:博物館が管理する資産等を広告媒体として活用し、民間企業名、商品名等を掲示することをいう。
- (2) 広告主:自らの広告を掲載しようとする者及び他者の広告を代理しようとする者で、博物館が広告等の掲載を可とした申込者をいう。

(掲載基準等)

第3 本事業においては、宮城県教育委員会広告掲載等基準に定めるもののほか、公立博物館としての公共性、品位及び信頼性、中立性を損なうおそれがある広告等は掲載しない。

- 2 前項に規定する広告等の掲載を制限する基準は、別に定める。

(募集)

第4 募集期間は、広告媒体ごとに定める募集要項で定め、広告等の掲載希望者は所定の広告等掲載申込書等を提出するものとする。

- 2 前項に規定する募集及び審査の結果、広告等枠に空きがある場合は、随時募集を行うことができる。

(決定)

第5 東北歴史博物館長(以下「博物館長」という。)は、第4の規定により広告等掲載の申込みがあった場合は、要綱及び宮城県教育委員会並びに東北歴史博物館広告等掲載基準、及び募集要項に定めた条件に基づき審査し、広告等掲載の可否を決定する。

- 2 審査の結果、広告等掲載が可と決定された者が募集枠数を超えるときは、抽選により広告等掲載者を決定する。
- 3 博物館は、前1項及び2項の規定により広告等掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、当該申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6 博物館長は、広告主と、原則として当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告等掲載料が少額であって、かつ、当該広告事業の履行に差し支えないと認める場合には、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることに代えることができる。

- 2 前項の規定による契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。
 - (1) 契約の名称(広告事業の種別及び広告媒体の名称)
 - (2) 契約金額(広告掲載料)及びその納付に関する事項
 - (3) 契約保証金に関する事項
 - (4) 広告等の仕様(広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等)
 - (5) 広告原稿等の納入場所及び納入期限

- (6)履行遅滞又は不履行の場合の取扱い
- (7)広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法
- (8)契約解除に関する事項
- (9)その他、広告事業の実施に関し必要な事項

(広告等の規格及び料金等)

第7 広告媒体、規格、並びに募集数量及び料金については、各募集要項で定める。

- 2 広告主は、原則として、広告等掲載料を博物館長が指定する日までに、納付するものとする。

(広告等の作成等)

第8 広告主は、第5の規定により広告等掲載の決定通知を受けたときは、博物館が指定する期日までに広告等原稿を博物館に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告等原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告等にイラスト・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生するときは、広告主の負担とする。
- 4 博物館長は、第1項の規定により提出された広告等原稿の内容が、第3の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(契約の解除)

第9 博物館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

- (1)第7第2項の規定により定められた日までに広告等掲載料が納入されないとき。
- (2)第8第1項の規定により定められた日までに広告等原稿が提出されないとき。
- (3)第8第4項の規定による広告内容等の修正を、広告主が行わないとき。
- 2 博物館長は、前項に掲げるものの他、広告等の掲載を継続することが著しく不適切であると判断したときは、契約を解除することができるものとする。
- 3 博物館長は、前項の規定により広告等の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 4 博物館長は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、その解除の理由が博物館の責めに帰すべき理由である場合を除き、納付済みの広告等掲載料は返還しないものとする。

(広告等掲載の取下げ)

第10 広告主は、自己の都合により、広告等の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告等の掲載を取り下げるときは、書面により博物館に申し出なければならない。
- 3 博物館長は、第1項の規定により申し出を受けたときは、納付済みの広告等掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第11 広告主は、掲載広告等を途中で変更できない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

- 2 変更に係る費用がある場合は、広告主がこれを負担する。

(広告掲載料の返還)

第12 博物館長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告等の掲載等を取り消したときは、納付済みの

広告等掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告等掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載等を取り消した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降分の納付済月額の内額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告等掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第 13 広告主は、広告の内容その他広告等掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していること、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行っていないことを保証するものとする。
 - 3 広告主は、第三者から広告等の掲載等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(事故責任)

- 第 14 広告主は、博物館の土地、建物及び工作物等(以下「施設等」という。)に広告物を設置する場合は、当該施設等の利用者の安全確保に充分配慮するものとする。
- 2 広告主は、広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、自らの責任及び負担において補償するものとする。ただし、当該事故の発生が博物館の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(裁判管轄)

- 第 15 広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(その他)

- 第 16 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、博物館と広告主双方が協議して解決するものとする。

附 則

この要領は平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要領は平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要領は平成27年2月20日から施行する。

附 則

この要領は平成28年2月8日から施行する。

東北歴史博物館広告掲載等基準

東北歴史博物館広告等掲載事業実施要領第3第2項の基準は、次のとおりとし、平成22年12月22日から適用する。

1 広告等を掲載しない業種及び事業者

- (1)宮城県教育委員会広告掲載等基準3に定める者。
- (2)投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者。
- (3)古美術品・骨董品等の販売業者。
- (4)探偵社、身元調査会社等の業種。
- (5)結婚相談所、交際紹介業等の業種。
- (6)暴力団員がその経営に実質的に関与している、又は利用し、協力している事業者。
- (7)その他館長が不適切と認める業者。

2 掲載しない広告等

- (1)宮城県教育委員会広告掲載等基準 4に定める広告等
- (2)個人の名刺(氏名、住所、連絡先等のみの周知を目的とするもの)広告、及び年賀、慶弔その他これに類する挨拶を目的とする広告等。
- (3)人事募集を主たる目的とする広告等。
- (4)特定の業者に不利益を与える広告等。
- (5)その他館長が不適切と認める広告等。